

令和2年度  
世田谷区防災会議（第1回）  
午前の部

令和2年7月27日

## 午前10時59分開会

○危機管理部長 ただいまから世田谷区防災会議を開催いたします。

私は、議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます世田谷区危機管理部長の菅井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして幾つか連絡事項がございます。

まず、1つ目ですが、いわゆる3密を避けるため、今回は委員の皆様を2つのグループに分けまして、午前と午後に分散しての開催とさせていただきました。また、お席も左右に空席を設け、出席者の距離を確保させていただいております。

次に、2つ目ですが、会議時間をなるべく短縮するため、事務局からの説明を簡略にさせていただき、事前に意見をいただく形とさせていただきました。委員の皆様には御協力いただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

最後に、3つ目ですが、質疑応答の際にマイクを回させていただきますが、感染予防対策の観点から、手渡しではなく、係の者がスタンド付きのマイクを発言者の机の上に置かせていただきます。発言終了後、そのマイクをアルコール消毒させていただくという形で進めさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

また、会議中は、会議内容の記録として写真撮影を行いまして、必要に応じて区ホームページにて公開する予定となっておりますので、併せて御了解いただければと存じます。

では、本日の会議の流れを御説明いたします。

初めに、今から11時50分頃まで防災会議を開催いたします。その後、休憩を挟みまして、12時から12時30分頃まで国民保護協議会を開催する予定でございます。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

机上に配付させていただいた資料といたしまして、まず、防災会議の資料からですが、本日の次第、資料1、世田谷区地域防災計画の一部修正について、資料2、その新旧対照表、平成30年12月、資料3、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案について、資料4、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案まとめ、資料5、素案まとめにおける修正のポイントの計画反映先一覧、資料6は付番はついていませんが、冊子になっていて分厚いもの、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]本編(素

案)新旧対照表でございます。そして資料7、(参考)避難所における新型コロナウイルス感染症への区への対応について、資料8、世田谷区防災会議委員名簿、資料9、世田谷区防災会議条例を配付してございます。また、受付にて席次表を配付してございます。もし資料等に不足ございましたら、手を挙げていただき、お近くの係員までお知らせください。

続きまして、世田谷区防災会議の会長でございます世田谷区長より御挨拶を申し上げます。会長、よろしく願いいたします。

○区長 皆様、こんにちは。本会議の会長として御挨拶を申し上げます。

大変お忙しい中、委員の皆様には御出席を誠にありがとうございます。本日、午前の部は、警察、消防関係、国、東京都、また、自衛隊の皆さん、そして、各民間事業者、交通機関などの皆様にお集まりをいただいています。実は昨日2回の住民説明会、先週も2回、計4回、台風19号の浸水被害を受けた玉堤地域、野毛地域、二子玉川地域、そして、鎌田、宇奈根等、多摩川流域の住民の皆さんに、体育館にあまり多くならないように4回に分けて説明会を開催させていただきました。台風19号につきましては区で初めて経験する5000人を超える避難者、そして避難所がなかなか間に合っていないということで、関係機関の皆様にも大変御心配、また、御迷惑をかけたことをおわびしたいと思いますが、今回のようなことが起こらないように風水害対策——これまでの災害対策は、いわゆる首都直下などを想定した地震・火災対策ということで行ってまいりましたけれども、台風などの風水害対策ということで総点検をいたしまして、幾つか具体的に区役所の内部でも、また、その避難所の設営の仕方や事前告知の仕方等々、この半年の中で大きく変えてきたものがございます。また、台風19号に関しては、その後の土砂の片づけから始まって、無堤防地域についての堤防の設置への具体的なプランなど、国土交通省にも協力をいただいで進捗しているところであります。

しかしながら、昨日も東海道新幹線が、あるいは東名高速も豪雨によって止まるといった事態がございましたし、7月に入って集中豪雨。球磨川も何度も氾濫し、多数の方が被災されている状況を鑑みますと、これから台風シーズンがやってきますので、なお一層の警戒を要する段階でございます。また、地震災害もいつ何どき起こるか分からないということで、私たちとしてはコロナ禍の中で、一旦感染の勢いが弱まったかに見えた6月でした。しかしながら、7月の上旬から、御案内のように東京でも

330名という4月のピークを超える検査陽性者の数。世田谷区においてもこの間、7月になってからの最高は34人、おおむね20人前後がPCR検査で陽性になっているという状況で、医療の逼迫も少し心配しなければいけない段階になってまいりました。

このようなコロナという状況の中で、水害あるいは地震災害などが相当想定されるということで、今回の世田谷区防災会議のしっかりした御議論、また、御指摘をいただけたらと考えております。区としては災害に強い拠点としての庁舎整備なども進めているところでございます。

本日、限られた時間ではございますが、皆様の御協力での防災会議の午前の部を執り行ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○危機管理部長 ありがとうございます。

続きまして、防災会議の委員の紹介ですが、お配りしております委員名簿をもちまして省略させていただきます。

本日、代理で出席していただいている方がございますので御紹介させていただきます。

警視庁第三方面本部長、◆◆委員の代わりに警備担当の◆◆様、世田谷警察署長、◆◆委員の代理といたしまして警備係長の◆◆様、北沢警察署長、◆◆委員の代理といたしまして警備係長の◆◆様、玉川警察署長、◆◆委員の代理といたしまして警備係長の◆◆様、成城警察署長、◆◆委員の代理といたしまして警備課長の◆◆様。成城消防署長、◆◆委員の代理といたしまして警防課長の◆◆様、東日本電信電話株式会社、◆◆委員の代理といたしまして課長の◆◆様、日本郵便株式会社世田谷郵便局長、◆◆委員の代理といたしまして総務課長の◆◆様、首都高速道路株式会社、◆◆委員の代理といたしまして◆◆様に御参加いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これからの議事進行は会長の区長をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

○区長 それでは、私が進行してまいります。よろしく願いいたします。

まず、議事の1つ目【報告事項】世田谷区地域防災計画[平成30年一部修正]について、事務局より説明をさせたいと思います。

○事務局(危機管理部副参事) 私からは、世田谷区地域防災計画[平成30年一部

修正]について御説明をさせていただきます。

本件は【報告事項】でございます。趣旨といたしましては、区立小学校の耐震化率を修正する必要が生じたため、世田谷区防災会議運営規程第5条に規定する防災会議会長の委任事項として、緊急に計画の修正をさせていただいた案件でございます。

経緯といたしましては、平成30年5月に区立希望丘小学校において既存校舎内の改修を行うため耐震診断を実施したところ、校舎棟と体育館棟とも構造耐震指標(Is値)が0.6を下回る結果となり、緊急に耐震補強工事を行うことになりました。このときの地域防災計画では、区立小中学校の耐震化率について100%と記載していたため、計画の一部を修正いたしました。

具体的な修正内容については、資料2の新旧対照表をおつけしております。耐震化率は「100%」から「98.9%」へ修正し、今後、耐震化率100%を達成するための方針などを示しております。また、その後、ほかの区立小中学校についても再点検を行ったところ、耐震性が確保されていない学校が希望丘小学校以外に26校あることが判明し、耐震化率の数値は現在71.1%となっております。この内容については、今回お示しさせていただき計画(素案)に反映させていただいております。

説明は以上でございます。

○区長 以上、学校耐震化率の目標数値についての修正の説明でございました。この件に関して御質問などございますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、議事の2つ目【審議事項】に移らせていただきます。事務局より、この議事進行について説明をさせます。

○危機管理部長 ここから議事の進め方でございますが、まず、事務局から本日の資料について簡潔に御説明いたします。その後、事前にいただいております皆様からの御意見について紹介させていただきます。御意見については、適宜事務局または関係機関の方から御回答いただきながら進めていきたいと存じます。

○区長 では、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案について事務局から説明をしていただきます。

○事務局(危機管理部副参事) では、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案について御説明いたします。

まず、資料3を御覧ください。1 主旨にあるとおり、前回の計画修正以降に改正さ

れた災害関連法令や東京都地域防災計画などの上位計画の修正内容、また、昨年の台風第19号を受けて、区が取り組んでまいりました風水害対策総点検の結果などについて、地域防災計画に反映すべく、このたび素案を取りまとめました。今回の計画修正の重点項目について御説明いたします。

資料4、世田谷区地域防災計画[令和3年修正](素案まとめ)の3.修正のポイント(重点項目)を御覧ください。今回の修正ポイントは5つあります。

まず、1つ目のポイントは風水害対策の強化です。風水害時における情報提供の在り方や避難所の開設、運営体制、職員の配置、備蓄などについて強化を図るとし、具体的な項目といたしましては、災对各部の役割と対応を確認するための風水害対応タイムラインを作成したことや、水害時避難所の拡充に向け、玉川や砧地域を中心に民間大学や都立高校などの施設に対して協議を行い、早期運用を目指していくこと。さらには、洪水ハザードマップを改定し、日頃からの周知啓発を図っていくことや防災無線の放送内容を聞くことができる防災無線電話応答サービスの拡充などといった情報発信の強化について計画へ反映いたしました。

次に、2つ目のポイントは区の受援・応援体制の充実強化です。災害時、円滑に支援を受け入れるための連絡調整体制や、被災自治体への応援に係る庁内体制を明確化するなど体制の充実・強化を図るとし、具体的には、受援・応援に係る庁内調整体制の強化、災害時ボランティア等連絡会の設置について計画へ反映いたしました。

3つ目のポイントは災害対策本部機能の強化です。災害時に災害対策本部機能が十分発揮されるよう、耐震安全性や庁舎維持機能など災害対策機能の強化を図るとし、令和9年に整備予定の新庁舎における耐震安全性の強化、非常用電源の拡充、災害対策本部機能の集約、新たな防災情報システムの導入といった項目について計画へ反映いたしました。

4つ目のポイントは自助の推進です。区民一人一人の防災の取組の重要性や、具体的な対策に向けた備えなどについて周知・啓発を進めていくとして、区民への在宅・縁故避難の推奨、マイタイムラインの活用促進、蓄電池導入経費助成制度の新設の項目について、計画へ反映をいたしました。

5つ目のポイントは多様性に配慮した女性の視点です。前回の計画修正以降、取り組んできております女性防災コーディネーターの育成・支援の取組や多様性に配慮

した女性の視点を反映させた「世田谷版HUG」を活用した啓発の促進について計画へ反映いたしました。それぞれの修正項目についての反映先につきましては、資料5に素案まとめにおける修正のポイントの計画への反映先一覧としてまとめておりますので、そちらを御覧ください。

また、修正の詳細につきましては資料6の新旧対照表を御覧ください。

最後に、資料7を御覧ください。これは、5月28日の区議会特別委員会で報告をさせていただいた資料でございます。主に避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について取りまとめたもので、感染リスク低減のために、在宅避難や自主避難、縁故避難など様々な避難方法を検討すること。感染予防措置としては、避難所では、手洗いの励行、マスク着用を原則にすることや、自宅療養者や健康観察者の避難に関することや、避難所内で感染者が発生した場合について、今後、修正計画(案)の段階で反映してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○区長 ただいま事務局より説明をいたしました。この件に関して、事前に事務局にいただいている御意見について紹介してください。

○事務局(危機管理部副参事) では、委員の皆様より、事前にいただきました御意見を紹介させていただきます。全項目で13ございますので、少々お時間かかりますが、御了承くださいませ。

まず初めに、世田谷サービス公社代表取締役、◆◆委員よりいただきました御意見について御紹介させていただきます。

大項目といたしましては【風水害編】第3部第6章第4節、避難所の指定、開設・管理運営に関する項目に対する御意見でございます。台風の接近等により、災害対策本部が設置される状況下、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応として、2段階に分けて水害時避難所を設置するとされ、避難所の候補施設が示されている。また、開設、運営は区が責任を持ち、避難所運営委員会等、地元の協力をいただけるよう、地域本部が避難所ごとに調整するとされている。昨年の台風19号の対応において、区は、自主避難受入れ施設27か所を順次開設し、5000人を超える避難者を受け入れた。自主避難受入れ施設27か所のうち、サービス公社が指定管理者として管理もしくは業務委託による施設の受け付け、維持管理を受託している施設が9施設あり、これらの施設では、区地域振興課からの依頼等により、施設監督者が施設に残り、泊ま

りがけで派遣された区職員を支援し、避難者の対応に当たった。日頃から施設を管理している者が避難所運営に協力することは大変有効であったと評価している。

一方で、サービス公社は、区と災害時における協力体制に関する協定書を締結しているが、この協定で定めている事項は指定管理者として管理している帰宅困難者支援施設の開設及び運営に関すること及び災害時の放送に関してのみであり、避難所の開設、運営に関する事項について取決めがない。台風19号での対応は臨時的なものとなっており、当社にとっても必要な物品の備蓄、施設監督者への本社からの指示系統、災害対応時の勤務条件等、従業員に対して責任ある対応をするため、あらかじめ整備しておくべき課題が残った状況である。本修正素案においても水害時避難所候補施設にサービス公社が受託している施設が多くあり、また、台風19号では、指定施設以外でも区民が避難を求め、対応した事例も発生している。区の外郭団体として総合支所地域振興課と連携させていただき、可能な限り協力したいと考えており、また、社内体制を整えるためにも避難の開設、運営等の協力体制について早期に具体の協議をさせていただき、協定等の締結をすることを御検討いただきたいという御意見をいただきました。こちらに関しまして区の回答をさせていただきます。

昨年台風第19号の被害及びその対応における教訓を踏まえ、区では風水害対策総点検を実施し、課題とその対応方針を取りまとめました。お話にあった水害時の避難所につきましても、震災時の避難所との違いが分かりにくいとの御意見が多数寄せられたこともあり、大幅に見直しを行いました。新旧対照表の297ページを御覧ください。そちらに記載のとおり、避難所の名称を水害時避難所とし、震災時の避難所との区別を明確にしました。また、昨年台風第19号のような大規模な台風が襲来するようなケースでは、避難所を2段階に分けて開設するなど、水害時避難所の開設及び運営について、内容を見直し、整理した上で体制を強化し、区民への周知を進めてまいります。

水害時避難所については、震災時の避難所と違って、その開設、運営は区が責任を持って行いますが、避難所運営委員等の地域住民の皆様の御協力はもちろん、施設管理をされている事業者の方々とも密接に連携していく必要がございます。御意見にもございましたとおり、区といたしましても、現在サービス公社様と締結している災害時における協力体制に関する協定書を基に、避難所の開設及び運営に関する



事項につきましても、今後具体の協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上が世田谷サービス公社代表取締役、◆◆委員からの御意見でございました。

続きまして、◆◆委員よりいただきました御意見でございます。こちらは10点ございます。

まず、大項目、風水害対策の強化に関するところ です。水害に対する避難勧告等に対する警戒レベルの考え方を導入し、丁寧に地域防災計画に書き入れていることや、空振りを恐れず避難勧告などを行うとしている姿勢を評価します。それは、次の修正ポイントとして掲げられている対応タイムラインとセットで区民や現場職員に周知しておくべきものだと考えます。第1章の冒頭に掲げられた初動態勢の表が区の水害対策のタイムラインであるなら、そのことをはっきりと書くべきです。災対各部がそれに基づいて行動すべき、世田谷区風水害対応タイムラインが地域防災計画のどこに示されているか、教えてください。こちらの回答をさせていただきます。

このたび、区が作成した風水害対応タイムラインは、昨年台風第19号の課題等を踏まえ、特に一般的なタイムラインでは記載しない事後の対応や復旧・復興期までの対応を含め、区の水害対応の全体の一連の対応として漏れのないよう、俯瞰して分かるように作成した、いわば区の水害時のマニュアルとも言えるものです。委員お話しの中核体制の表はタイムラインというわけではありませんが、今後は国土交通省京浜河川事務所や警察、消防、鉄道事業者などの皆様とも検討を重ねながら、近隣区市ともしっかりと連携を取り、ブラッシュアップしながら実効性のある運用を目指してまいります。

次にいただいた意見でございます。風水害時の避難所に関して、ペット受入れについて各地域で事前に協議する必要性や避難行動要配慮者の自家用車での避難など新たな地域の課題が指摘されています。地域での合意形成にどのように取り組むのか、伺います。

こちらの回答につきましては、水害時の避難所につきましては、震災時と違い、運営主体は地域の避難所運営委員会ではなく、区となりますが、その運営に当たっては地域の皆さんの御協力が不可欠であると考えております。ペット受入れの問題や避難行動要支援者の避難の問題など新たな地域課題も出てきておりますが、避難所運営訓練や各地域での防災塾、身近なまちづくり推進協議会などを通じて、こうし

た課題の共有、解決に向けた検討等を進めてまいります。

次です。洪水ハザードマップに関しては、区民が自分や家族を守るための避難行動に役立てられるような周知啓発活動が必要です。どのように進めるのか、伺います。こちらの回答でございます。

改定した洪水・内水氾濫ハザードマップは9月に全戸配布しますが、「区のおしらせ」9月1日号では、全戸配布について周知するとともに、特に今回工夫を凝らした情報面の内容も掲載し、ハザードマップの配布と併せて避難行動に役立てていただけるよう、周知啓発を行ってまいります。また、地元町会・自治会など地域防災活動に取り組んでいる方に対して、総合支所と連携して周知を図り、地域での防災活動に御活用いただけるよう働きかけるとともに、各種団体などへの周知も関係所管と連携して取り組んでまいります。

次、4点目の御意見でございます。災害時の電源確保についてです。停電が長引く中で、情報手段としてのスマホは命綱となります。各指定避難所へのポータブル蓄電池の配備計画は必要なものです。水害時の避難場所は震災時の指定避難場所と違っていますが、電源確保は大丈夫なのでしょうか、区が所有する電気自動車の非常電源としての活用なども視野に入れてはいかがでしょうか。こちらの回答でございます。

震災時の指定避難所に配備するポータブル蓄電池は、据置型ではなく、持ち運び可能なタイプなものですので、水害時において避難所で停電が発生した場合は、蓄電池を移動させることが可能です。また、新旧対照表の162ページに記載がございますが、電気自動車の非常用電源としての活用についても併せて計画しており、避難所の停電に柔軟に対応できる体制を整備してまいります。

次、5点目の御意見でございます。こちらは受援体制の充実でございます。受援体制の充実は、都のガイドラインに沿って具体的な書き込みがされています。区独自の仕組みであるボランティアの活用に関して、災害時ボランティア等連絡会は有効な協力体制づくりに必要です。どの部署が主体となって、どのようなタイミングでこの連絡会を立ち上げるのか、伺います。いつ、誰が実施するのか、計画に書き入れておくべきではないでしょうか。こちらの回答でございます。

災害時ボランティア等連絡会につきましては、地域防災計画で想定しております震度6を超える首都直下地震クラスの災害が発生した場合、発災から7日目を目途に

区が関係機関へ招集をかけて第1回会議を開催することと想定しております。本内容につきましては案の段階で計画へ反映してまいります。

次、6点目でございます。災害対策本部機能の強化に関してです。新庁舎完成後の本部強化という書き方ですが、防災情報システムに関しては、新庁舎建設を待たずにすぐ着手することはできないのか、伺います。こちらの回答でございます。

災害時には、区民の生命、財産を守るため、被害状況を迅速に把握し、必要な応急業務を適切に実施することが極めて重要となりますが、そのためには庁内関係機関内における情報収集、共有、連携がリアルタイムでできるシステムを導入することが必要不可欠です。現在、新庁舎整備に併せ、災害対策本部運営を支援するための防災情報システム導入に向けて、導入機器をはじめとした仕様等を検討しており、円滑な本部運営が可能となるよう体制の整備を図っているところです。災害対策本部で使用するシステムは、例えば本部でシステム情報表示を行う大画面スクリーンや本部と総合支所との連携手段となるテレビ会議カメラ、本庁舎等におけるLAN環境となるシステム通信環境などが挙げられますが、経費面のことを考慮いたしますと、新庁舎施設や設備へのハード面の内容、設置場所等を併せて構築する必要があると考えております。

7点目でございます。災害時の道路水没箇所や土砂災害発生、建物倒壊などの情報を区民から、SNSを使い、写真と位置情報つきで収集するシステムの導入は検討できませんか。

こちらの回答につきましては、災害発生時においては、迅速な被害状況の把握及び被害に対する迅速な対応が重要です。SNSを活用した情報収集サービスは、SNSで上げられたリアルタイムに近い情報がシステム内のAIにより迅速かつ正確に解析され、プッシュ型にて通知されます。また、指定した地域の必要な災害情報等に絞って情報収集が可能であり、災害時の迅速な被害状況の把握、対応が可能となります。今後、有効性、有益性を検証しつつ、導入について検討を行ってまいります。

8点目でございます。こちらは自助の推進に関してでございます。災害へ自ら備えることは大切です。被災時も、在宅生活が続けられる事前の工夫やマイタイムラインなどの啓発をどのように進めるか、伺います。こちらに関しての回答です。

過去の被災事例を見ましても、避難所での生活は大変苛酷なものであり、いわゆる関連死を防止するためにも、避難所への避難だけではなく、在宅避難、自主避難、

縁故避難といった多様な避難方法について周知するとともに、そういった避難を可能にするための備えなどについても積極的にお知らせしていく必要があると考えております。「区のおしらせ」特集号や「せたがや防災」などの広報印刷物をはじめ、区ホームページや災害・防犯情報メール、ツイッターなど、多種多様な媒体を活用するとともに、各地域の防災訓練や防災塾、防災教室など各種イベントも活用し、在宅生活を続けるための工夫やマイタイムラインの使い方などについて普及啓発を進めてまいります。

次、9点目でございます。多様性に配慮した女性の視点に対する御意見でございます。女性防災コーディネーターの育成・支援や「世田谷版HUG」を活用した啓発をぜひ進めていただきたいと考えております。そのためにも、全体のP66【震災編】第2部第2章第5節(3)に書かれているように、世田谷区地域防災リーダーの育成等に男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。女性防災コーディネーターを活用し、災害時の男女共同参画についての勉強会や研修会を開催するなど、地域での女性防災コーディネーター活用が進み、多様性を尊重した避難所運営が実現できるよう、地域の理解を進める工夫が必要ではないでしょうか。こちらへの回答でございます。

地域の理解を進めるためには、委員御指摘のとおり何かしらの工夫が必要であると考えております。今回、女性防災コーディネーターの皆さんと協働して作り上げた「世田谷版HUG」は講義や研修といったお堅い形式ではなく、誰もが気軽に参加していただくためにゲーム形式を取りました。ゲーム体験を通じて自然に多様性に配慮した女性の視点の必要性、重要性に自ら気づいてもらうのが目的で、作成に当たっては、女性防災コーディネーターの皆さんに実際にゲームをプレーしていただき、プレー後に気づいた点や改善すべき点などの御意見をいただき、それをフィードバックするということを繰り返して作り上げたものです。今後、地域での実践を踏まえ、その中で見えてきた問題点などについても、女性防災コーディネーターの皆さんの意見を聞きながら、地域の理解を進めるための工夫を重ねてまいりたいと考えております。

10点目でございます。修正前81ページなどに多様性の視点を生かすために統計資料の作成が書き込まれていましたが、今回の素案ではなくなっています。属性別の被災しやすさやニーズの違いなどのデータは把握できているのでしょうか。今回

の計画にそのようなデータが生かされているのか、伺います。こちらの回答でございます。

前回の計画修正では、女性の視点部会を立ち上げ、検討結果を計画に反映するなど、初めて地域防災計画に男女共同参画の視点を導入いたしました。その後、計画で示した課題や方向性を具体化していくため、本防災会議の委員でもございます〇〇委員や内閣府で男女共同参画の視点からの防災に取り組んでいらした〇〇さんなどと一緒に検討委員会を立ち上げ、検討を重ねてまいりました。その検討の中で属性別の被災者数や属性別のニーズの違いなどのデータを踏まえた上で、世田谷区の状況に適した具体的な取組について検討を進めてまいりました。具体化に向けた検討の成果は今回の計画修正にも反映しておりますが、例えば女性防災コーディネーター養成研修のプログラムや地域啓発研修のプログラムを構築し、実際に研修を開催しているところでございます。また、先ほどお話しした「世田谷版HUG」にも検討の結果が反映されており、女性はもとより、性的マイノリティーの方、乳幼児、高齢者、障害者などの多様な方々に配慮した視点の重要性等について自ら気づいてもらえるようなツールとして作成することができ、参加者からも好評をいただいております。以上が◆◆委員よりいただきました御意見と回答でございました。

続きまして、東京都第二建設事務所長、◆◆委員よりいただきました御意見について御紹介をさせていただきます。2点ございます。

1点目でございます。風水害への対応など、都や区、国との役割分担に関する記載の修正については、防災・減災に関わる重要な事項となるので、関係部署と十分に調整した上での修正をお願いいたしますという御意見をいただいております。こちらにつきまして御回答させていただきます。

今回の修正作業では、計画素案のたたき台を作成し、庁内関係所管並びに本防災会議における関係機関への内容の確認、修正を依頼し、反映させていくという作業を進めてまいりました。都の土砂災害対策事業を所管している部署等に関する内容につきましては、本会議後に都との協議を進めていく中で調整し、修正してまいります。

2点目の御意見でございます。土砂災害対策についての記載の追加や削除については、都の土砂災害対策事業を所管している部署にその必要性や妥当性について確認をしてくださいという御意見をいただいております。回答につきましては先ほど

させていただきますので省略させていただきます。

以上で全ての御意見の紹介を終わります。

○区長 ただいま事前にいただいた御意見についての御紹介、そして回答をいたしました。補足の御説明及び質疑がございましたら、御発言をお願いします。——もし御質問、御意見が特にございませんということであれば、本日の皆様からの御意見も参考にさせていただきますながら、この場で世田谷区地域防災計画の修正素案をお諮りしたいと思います。

それでは、皆様、お手元の世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕素案を防災会議としまして御承認いただけるでしょうか。——それでは、異議なしということでございますので、当会議として世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕素案を承認することといたします。

なお、冒頭でお伝えしているとおり、今回は新型コロナウイルス感染症対策として会議を午前、午後に分けております。午後の部に出席される委員の皆様におかれましても、当会議と同様にこの修正素案についてお諮りをしたいと考えております。

それでは、議題の3つ目に移ります。【報告事項】今後のスケジュールについて事務局から説明させます。

○事務局（危機管理部副参事） それでは【報告事項】今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

資料3の裏面です。5 今後のスケジュール（予定）を御覧ください。8月1日から1か月間、パブリックコメントを実施いたします。ここでは主に区民や区内の事業所などから御意見をいただく予定ですが、委員の皆様におかれましても、先ほど申し上げました新型コロナウイルス等感染症対策などについて、計画素案への御意見等ございましたら、事務局まで直接電子メール、または電話、ファクスなどでお送りくださいますようお願い申し上げます。また、併せまして、本素案につきまして東京都との協議も開始してまいります。区民の皆様や委員の皆様からいただいた御意見などを踏まえまして、計画修正案を作成いたしまして、12月の災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会で報告した後に、来年1月20日の本防災会議での審議を経て策定する予定でございます。その後、計画本編、資料編などをそれぞれ印刷製本いたしまして、3月に公表していく予定でございます。

なお、来年1月20日開催の本防災会議につきましては、12月頃、別途開催通知を

送らせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

スケジュールに関しましては以上でございます。

○区長 ただいまの事務局の今後のスケジュールの説明について、御出席の皆様から何か質問等ございますでしょうか。——それでは、本日の防災会議、午前の部をここで閉会したいと存じます。

この後の予定について事務局から説明いたします。

○事務局（危機管理部副参事） 委員の皆様の御協力によりまして、時間が少し早く進んでおりますので、この後、休憩を5分ほど挟ませていただきまして、11時50分から国民保護協議会を開催させていただきますので、それまでの間、おトイレなどに行ってくださいまして、お時間までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

午前11時45分閉会